

令和5年8月4日

加西市議会議長 丸岡弘満 様

調査研究実施報告書

会 派 名 令和新風加西
代表者名 中 右 憲 利

下記のとおり行政視察を実施したので、報告いたします。

記

1. 調査年月日

令和5年7月26日（水）～27日（木）

2. 調 査 先

長野県安曇野市 長野県大町市 長野県塩尻市

3. 参加者氏名

中右憲利、高見博道、北川克則

4. 研究目的及び内容

長野県安曇野市（7月26日（水）11：00～12：00）

土地利用制度について（線引き廃止）（詳細は別紙）

都市建設部都市計画課 山田課長

都市建設部都市計画課 由井係長

長野県大町市（7月26日（水）15：00～16：30）

学校再編について（詳細は別紙）

議長 二條孝夫

副議長 太田昭司

教育委員会学校教育課 平林課長

教育委員会学校教育課 一本木学校再編課長

教育委員会学校教育課 松倉係長

議会事務局 藤澤局長

議会事務局 千野主査

長野県塩尻市（7月26日（木）10：30～12：00）

地域公共交通について（詳細は別紙）

建設事業部 都市計画課 計画係 浅川係長

建設事業部 都市計画課 計画係 日野主任

建設事業部 都市計画課 計画係 犬丸事務員

5. 所感

各議員の所感は別紙のとおり

6. 添付書類

- (1) 視察行程表
- (2) 研修資料
- (3) 写真

長野県安曇野市（R5年7月26日視察）

視察テーマ：土地利用制度について（線引きの廃止）

①概要

- ・安曇野全体が活性化するための「地域づくり」のチャンス、又「自立の手段」として、平成17年10月1日に旧南安曇野郡の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村と東筑摩郡の明科町の5町村が合併。
- ・これまでの土地利用制度は、豊科地域は線引き有、穂高地域は条例での規制、三郷地域、堀金地域、明科地域は白地と3つのタイプに分かれていたが、安曇野地域合併協議会における確認事項として、都市計画区域区分、都市計画地域地区、まちづくり条例については同一歩調で行うことを基本に調整することが確認された。
- ・平成23年4月からの運用開始を目指して、平成18年から全市統一の土地利用制度の検討を開始した。

②土地利用に関するアンケート調査（H18年）

- ・今後どのような土地利用の統一ルールでまちづくりを進めるのが望ましいと思いますか？というアンケートに対して、
 1. 環境保全を優先し、保全すべき区域に厳しい開発規制をする。(52.1%)
 2. 環境保全と地域振興のバランスを保ち、一定の開発を容認する。(39.7%)
 3. 環境保全を多少犠牲にしても土地利用規制を極力緩和する。(3.8%)
- ・回答者の約9割が環境保全のための規制が必要と考える。

③土地利用管理制度に関する市の方針（H20年9月）

- ・自主条例を用いた統一制度の制定
全市統一した土地利用管理制度については、市民検討委員会及び専門委員会から示された提言内容を尊重し、「自主条例を用いた制度」を制定することとする。
- ・自主条例を用いた制度の特徴
自主条例を用いた制度は、線引き制度と比較して、以下の特徴があり、これらの特徴を踏まえた制度作りを進めていくことを方針とした。
 1. 制度内容の自由度
自主条例で定める範囲については、法令に抵触しない範囲内で、独自の内容を定めることが可能。
 2. 強制力
自主条例は法律に比べて、強制力が弱い印象を受けますが、法律と同等の厳しい罰則規定を定めることが可能。
 3. 弾力性・機動力
自主条例に定める規定等は、弾力的な設定が可能。また、計画の見直しや手続き等の仕組みを工夫することで、運用の機動力を高めることも可能になる。
 4. 市民の関り
市民との関りを重視した制度づくりが可能。しかしそれには、市民の皆さんのまちづくりへの主体的な参加が重要になる。

④安曇野市の土地利用制度の概要

- ・立地・用途のルールとしくみ
区域を定め、各区域の特性に応じて、建物を建ててもよい場所や建物の種類を定めたルールをつくり、計画的な土地利用を進めるしくみ。
- ・形態のルールとしくみ
建物の高さ、色彩、形状、素材、敷地面積、周囲の植栽等、形態の基準を定めたルールをつくり、安曇野らしいまちを形成するしくみ。

- ・住民参加のルールとしくみ

立地・用途、形態のルール設定や運用に際して、地域住民が関わることのできるルールをつくり、地域の実情に合わせて秩序あるまちづくりを進めるしくみ。

⑤「安曇野市土地利用基本計画」「安曇野市景観計画」平成 23 年 4 月施行

豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市創り。

1.良好な住環境の形成・育成 2.商工業・観光の振興と育成 3.農地の保全・農業の育成

- ・農地 ☆多様な機能を有する農地、優良農地の保全 ☆生産性に課題のある農地への開発の集約 ☆農業・農地の保全支援の確保
- ・宅地 ☆既存市街・集落付近への新たな宅地の集約 ☆計画的な宅地整備 ☆大規模な開発の際の住民判断の余地
- ・商工業 ☆大規模工場の既存工業地周辺への集約または団地化 ☆生活に身近な商業施設の立地の自由度の確保
- ・景観 ☆高い建物、派手な色彩等、建物形態に対する制限 ☆周辺環境との調和と緑化の推進

2.市内を6つの区域に区分

- ・拠点市街区域

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図るため定める区域。

- ・準拠点市街区域

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図るため定める区域。

- ・田園居住区域

駅等を中心とした田園内にある比較的規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設等、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡散を防止するため定める区域。

- ・田園環境区域

田園内の集落における生活機能の維持を目的とした用途に限って立地を認め、田園環境に調和した集落コミュニティの形成及び継承を図るとともに、良好な農地を保全するために定める区域。

- ・山麓保養区域

観光や保養機能の維持及び向上を目的とした用途に限って立地を認め、山麓の森林空間に親しめる環境形成を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域。

- ・森林環境区域

居住を目的とした用途に限って立地を認め、山間地の居住空間の維持を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域。

⑥土地利用制度の改正

- ・平成 27 年の見直し概要

☆太陽光発電施設の建設に対応するため、各区域において立地が可能となる免責規模を定めた。

(拠点、準拠点では 1000 m²以下、田園居住、田園環境では 200 m²以下が承認申請手続き可)

☆太陽光発電施設等の設置に係る技術的な基準を追加

(災害の危険性が高い場所や眺望景観を阻害する場所への設置の禁止等)

- ・令和 2 年の見直し概要

☆福祉制度に関する法改正を受けて、集落に必要な公共公益施設として、障がい者福祉等に係る施設の立地を可能とした。(田園居住、田園環境、山麓保養で承認申請の手続き可)

☆空家対策の一つとして、既存建築物等の用途変更(住宅から店舗など)する際の手続きの簡素化。

長野県大町市（R5年7月26日視察）

視察テーマ： 学校再編について

①計画策定の背景

- ・大町市においては、近年、年間140人前後の出生数となっている状況から、近い将来、小学校において単学級の学年がさらに増加することが見込まれ、中学校においても生徒数の減少に伴い配置教員数が減少し、教科担当や学校管理に支障が生じ、部活動で団体競技等の存続が困難になるなど、少子化による様々な影響が起きている。
- ・平成29年度の総合教育会議において今後の義務教育のあり方について協議し、「少子化社会における義務教育のあり方」の検討に着手した。

②検討の経過

- ・教育委員会では、少子化社会に伴う児童・生徒数の減少に対応した教育環境や義務教育のあり方に関して総合的な見地から検討するため、平成30年7月に「大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）を設置。
- ・あり方検討委員会では、教育委員会に市民や保護者を対象としたアンケートを実施するとともに、関係資料の提出を求め、さらに学校教職員や教育委員会事務局等から現状と課題に関する聞き取り調査を行い、8回の全体会と3回の研究部会の会議を開催し、検討結果を報告書にまとめて令和2年1月に市教育委員会へ提言した。

③アンケート結果の主な内容（令和元年度）

- ・1学年当たりのクラス数：複数クラスを望む回答が7割以上
- ・1クラス当たりの児童・生徒数：35人以下が適当である回答が約5割
- ・通学時間：通学は30分以内を望む回答が7割以上
- ・少子化の中での学校数：市全体での適正配置を望む回答が約6割

④聞き取り調査から明らかとなった主な内容

小規模校のメリット

- ・学習や生活指導の面で、全児童・生徒を把握できて、きめ細かな指導が可能。必然的に異年齢交流の機会が増加する。

小規模化に伴う影響

- ・人数指導や習熟度別指導などの多様な指導体制が組めない心配
- ・専科が配置されないと専門性を生かした学習ができずに学力に影響する心配
- ・多様な経験や考え方を出し合いながらの学習や球技種目や合唱などの集団学習の機会が失われる心配
- ・クラス替えができなくなり人間関係の固定化が心配
- ・1人当たりの校務の負担が増加することが心配
- ・年休を取得しづらい心配

⑤あり方検討委員会の提言の概要

- ・通学区域の見直しと旧市内における小中学校の再編について
旧市内の小学校4校を2校、中学校2校を1校に再編
- ・幼児教育から義務教育までの一貫した教育の推進
再編にあわせ教育に関する総合的なビジョンの策定
- ・学校施設の整備等教育環境の充実について

必要な改修や整備を計画的に実施し教育環境の充実

・地域とともにある学校づくりの推進について

コミュニティ・スクールの充実と住民組織の単位と通学区域の整合

⑥大町市立学校通学区域再編審議会

- ・教育委員会は、令和2年6月に地方自治法の規定に基づく附属機関として、条例により教育委員会の諮問機関として大町市立学校通学区域再編審議会（以下「再編審議会」という。）を設置。
- ・あり方検討委員会報告書の提言を受け通学区域の再編などを決定するにあたり再編審議会に諮問を行った
- ・再編審議会では、教育委員会からの諮問事項に対して、令和3年3月までに施設見学を含め8回の審議会を開催し、同年3月末に審議の結果を取りまとめ答申した。

⑦学校再編による通学区域の見直し

中学校（義務教育学校後期課程）中学校の通学区域は、次の3つの区域とする。

- ・大町地区、平地区、常盤地区、社地区の行政区を一つの通学区域とする。
- ・八坂地区は、当面現行通りとする。 ・美麻地区は、当面現行通りとする。

小学校（義務教育学校前期課程）小学校の通学区域は次の4つの区域とする。

- ・大町地区、平地区の行政区を一つの通学区域とする。
- ・常盤地区、社地区の行政区を一つの通学区域とする。
- ・八坂地区は、当面現行通りとする。 ・美麻地区は、当面現行通りとする。

⑧通学区域が変更された区域の市立学校の設置位置

中学校 ・現仁科台中学校の位置とする。

小学校 ・大町地区、平地区の通学区域は、現第一中学校の位置とする。

・常盤地区、社地区の通学区域は、現大町南小学校の位置とする。

⑨小規模学校の特色ある学校づくりの方針

- ・八坂小学校及び八坂中学校は、両校が密接な連携を図るため、施設分離型の小中一貫教育校を推進する。
- ・美麻小中学校は、義務教育学校としての特色ある教育を継続する。
- ・八坂・美麻地区の小規模特認校制度は特色ある教育として継続する。

⑩新校開校に関する事項

- ・新校の名称は、新たな学校名を定めることとする。
- ・新校の効果・校章等は、新たに定めることとする。

⑪通学路の安全確保等

- ・国の基準である「小学校4km、中学校6km、通学時間はおおむね1時間を超えないこと」を基本とし、通学区域が変更になる児童や生徒については当市の実情を踏まえ通学の安全性・利便性に十分配慮する。
- ・また、遠距離通学となる児童や生徒については、電車、スクールバス等の利用により安全な通学手段を確保する。

⑫施設の整備

- ・新校として活用する学校施設については、総合的に点検整備を行い、児童・生徒の良好な学習環境が図られるよう施設の充実を図る。
- ・新小学校は、老朽化対策や校舎棟の新增築等の大規模は工事が必要となることを見込まれることから、市の財政計画と整合を図りながら、国庫補助事業や県の支援を受け計画的に進める。

長野県塩尻市（R5年7月27日視察）

視察テーマ： 地域公共交通について

①「のるーと塩尻」の実証運行に至る経緯（ニーズの多様化、空気を運ぶバス、ドライバー不足と高齢化）

- ・利用者ニーズの多様化を背景とする地域振興バス（すてっぷくん）の利用者減少、運転士の高齢化、担い手不足等の課題に対応するため、移動困難者を含む利用者にとって適切な範囲に適切な台数のオンデマンドバスを導入し、持続可能な地域公共交通の実現を目指す。
- ・市内市街地エリアにおいて地域振興バスに代わる新たな交通サービスの展開を目指して、予約型乗り合いバスの実証運行を実施し、サービス水準や社会受容性を検証。

②「のるーと塩尻」事業の体制と事業導入の経緯

事業の体制

- ・企画 塩尻市 実施主体 一般財団法人塩尻市振興公社 運行事業者 民間タクシー会社等

事業導入の経緯目的

- ・免許返納者など、移動に問題を抱える皆様のための移動手段の確保など、移動に対する様々なニーズや重要性が高まっている。
- ・これらのニーズや課題に応え、より暮らしが便利になる公共交通の実現を目指して2020年にスタートしたプロジェクト。
- ・自動運転技術やAI活用型オンデマンドバスなどの次世代モビリティサービスを活用した実証実験を行っている。

③「のるーと塩尻」のサービスの特徴

- ・あなたが乗りたいときに、アプリで呼べる新しい「バス」
- ・出発地と目的地を入力して、後はミーティングポイント（乗り場）に行くだけ。
- ・路線バスとタクシーの中間的サービス

路線バス

☆時間、運行経路の決められたサービス ☆一度に多くのお客様が利用可能 ☆金額が手頃

オンデマンドバス「のるーと塩尻」

☆アプリによる配車予約 ☆AIが乗り合い状況や道路状況に応じ効率的なルートを生成

☆利用する出発地・目的地周辺での乗り降りが可能

☆小型バス（トヨタハイエース）できめ細かな乗り合い運行 ☆金額はバス以上、タクシー以下

タクシー

☆出発地、目的地は自由に指定できる ☆好きなときに乗れる ☆プライベートな空間

☆金額は高め

④事業スケジュール

- ・市街地ゾーンで年次ごとに実証運行エリアを拡大しつつ、ヘビーユーザーに地域振興バスとオンデマンドバスの乗車比較をしてもらって、どちらのサービスが適切かニーズを分析する。
- ・その結果を踏まえ次年度の適切な交通モードでの運行を検討する。

⑤料金設定

- ・地域振興バスの「代替」という位置付けから、現状の「すてっぷくん」で移動可能な範囲を200円で移動できる距離として「7km」を設定。
- ・分かりやすい運賃体系となるよう運賃を7km「以下」・「超」の2区分に設定。

- ・距離別運賃の算出方法については、ミーティングポイント間の「直線距離」により運賃を算出し、予約完了時に提示。
- ・シニア層の運転免許自主返納を促進し、高齢ドライバーの事故防止等を目的として、新たにシニア（75歳以上）を対象とした運賃区分を設定。
- ・小児の対象を小学生以下から中学生以下に範囲を拡大。

運賃表	大人	シニア 75歳以上	小児 中学生以下	幼児・乳児	障がい者	介護者
7km以下	200円	100円	100円	無料	100円	100円
7km超	400円	200円	200円	無料	200円	200円

⑥ミーティングポイントの設置

ミーティングポイントの設置については、道路交通法等に基づく駐車禁止場所を避けて設置しているほか、システムエラーが発生しないように一定の間隔をとって設置する。

- ・交差点及び横断歩道・自転車横断体の側端から5メートル以上離れているか。
- ・バス停留所標立柱から10メートル以上離れているか。（道路交通法第44条）
- ・バス停と併用する場合は公安委員会との協議が必要。
- ・他のミーティングポイントと一定距離離れているか。

⑦実証結果（2022年10月1日~2023年3月31日 177日間 塩尻東線、みどり湖・東山線）

総乗客数 13,632人

- ・日当たり平均は約80人で本実証運行の昨年度の50人を大きく上回る結果となった。
- ・これまでの高齢者利用に加え、生産年齢人口の利用率が大きく向上し、路線バス、タクシーではない新規需要（通勤、通院、小学生等の通塾、家族利用及び保育園送迎等）を取り込むことが出来たことが大きな要因

平均乗車時間 8.25分

- ・平日は最大4台、土日祝は3台の車両で運行。
- ・AIの経路生成により、ルート循環型のバスと比較して効率よく短い移動時間で運行が可能になった。

平均待ち時間 14.45分

- ・配車希望時間に対して平均14.45分で運行し、柔軟性の高い移動サービスを提供。

アプリ総登録者数 4,744人

- ・2021年の実証運行と比較しても、登録者、初回ユーザー共に増加。

電話予約：アプリ予約比率=36.61%：63.39%

- ・2021年の無償実証運行と比較し、電話予約比率が増加。
- ・説明会、対面アプリ相談窓口の効果もあり、真に公共交通を必要としている高齢者へサービスが浸透。

〔所感〕 中右憲利

【長野県安曇野市】 土地利用制度について（線引き制度の廃止）

- ・平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町の 5 町村が合併して安曇野市になった。
- ・合併当初は豊科町だけが線引き制度あり、穂高町は自主的に条例によって土地規制を実施、他の 3 地域は白地地域。
- ・土地の規制、まちづくり条例については市内同一步調をとるということで、平成 18 年から土地利用制度の検討を行って、平成 23 年 4 月から運用を開始したばかり。
- ・非常に景観が美しく、多くの人がこんなところに家を建てたいとか、ペンション、ホテル等を建てたいと思うところで、線引き制度も本来の乱開発防止のために維持されていたということ。
- ・ただ条例による土地規制によっても景観を保持できるし、区域ごとに細かく開発も進めることが出来るということで、その方向で全市がまとまったということ。理念に沿って細かい土地規制がされているように思った。
- ・加西市とはだいぶ状況が違うが、もし加西市も線引き制度が廃止され、条例で土地規制が出来るようになれば、どのような土地規制をすれば加西市がよりバランスよく発展していくのかを今からでも検討しておく必要があると思う。

【長野県大町市】 学校再編について

- ・旧大町市内の小中学校についてのみ再編を行うという形。4 小学校を 2 小学校に集約、中学校に関しては 2 中学校を 1 中学校にするということ。
- ・新しく校舎等整備することではなく、既存の小中学校を再編後の校舎等として使う予定。ただ、新たな学校名を定め、校歌、校章等も新しく定めるとのことであった。
- ・八坂小中学校、美麻小中学校は、山間部にあり再編は難しいとのこと、いずれも小中一貫校として当面現行通りとする。また、小規模特認校制度は特色ある教育として継続すること。
- ・旧大町市内の小中学校は 2 回目の学校再編ということだったと思うが、それでも地域の反対もあり、難しかったとのこと。
- ・加西市も今、すでにできていた学校再編案をもう一度再検討するということが、十分に時間をかけて、市内が混乱することなくスムーズな再編ができることを期待する。

【長野県塩尻市】 地域公共交通について

- ・地域振興バス（すてっぷくん）については、ニーズの多様化、空気を運ぶバス、ドライバー不足と高齢化と、どこも同じ問題を抱えていると思った。
- ・「のるーと塩尻」は AI 活用型オンデマンドバスということで、今実証運行中だが、どんどん人気が高まって、地域振興バスからオンデマンドバスへの移行が進んでいるとのこと。
- ・AI が色々な情報を解析して最適なルートを生成するためにはやはりミーティングポイント（いわゆる停留所）が必要とのことであった。ですので、今宇仁地区や富田地区で運行している定時定路線型で、停留所で乗り降りするのも将来的にも役に立つのではと思った。
- ・加西市はねっぴ一号を地域公共交通の中心として、それに地域主体型交通という住民主体の地域交通を接続させる形を進めているが、又いずれかのポイントで再検討して新しい形を模索することも必要になるのかもしれないと思った。

〔所感〕 高見博道

【長野県 安曇野市】

長野県で線引き拡大の方針が示されていたが、安曇野市では合併前の線引き都市が旧豊科町であり都市計画に関する土地利用制度が町村ごとに異なっていた。

そこで、市全体を線引き地区にするのではなく地域ごとにあった制度を導入して、安曇野市独自の制度を作る。農地・宅地・商工業・景観を考え、市内を6つの区域に区分して各区域の開発基準を設ける。

手続き面も条例制定により開発の内容が事前に周知でき、住民と事業者との間でもめるケースも少なくなったようだ。

加西市においても兵庫県の線引き廃止に名乗りを上げているが、ただ廃止するだけでなく、市独自のルールも必要になると考える。

【長野県 大町市】

大町市では、児童生徒の減少に対応した教育環境や義務教育の在り方に関して総合的な見地から「大町町少子化社会における義務教育の在り方検討委員会」が設置され、再編審議会により山間地においては小中学校ともに小規模校としてそのまま残し、市内の小学校は4校から2校に、中学校については2校から1校に再編することになる。それに伴いスクールバスも運行させ公共交通での通学には全額補助もする。

小学校の再編については生徒数で分けるのではなく、市内を南北に地区に分け、2校の生徒数は大きく違っている。

加西市でも小中学校の再編については、現状だけを見るのではなく将来を見据えて今進んでいる中学校だけでなく小学校についてもしっかり検討をすることが必要と考える。

【長野県 塩尻市】

塩尻市では、現在運航中の地域振興バスの「すてっぷくん」の代替という位置づけで「AI 活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」」実証運行がされた。決められた乗降場所と時間を予約するとAIが自動計算をして運行ルートを割り出し運航するというものだそうだ。タクシーとの共存や、すでにあるJRの料金との関係も考え安過ぎず高過ぎずの運賃に設定されている。

加西市においては、北条鉄道、神姫バス、タクシーの他にハッピーバスや地域主体型交通の宇仁バス、ひよタクなどがあるが、乗り換えないと行きたいところまで行けないもどかしさもある。加西市全体の交通として再度見直す必要があるのではないかと考える。

〔所感〕 北川克則

【長野県安曇野市】土地利用制度について

5 地域の対等合併を契機に、それぞれの地区でバラバラだった土地利用制度を、市民と共に見直し、自主条例を用いて統一制度を制定されています。市民検討委員会と専門委員会からの提言内容を尊重されていました。この自主条例制度は、独自の内容を定められる『自由度』、法律と同等の厳しい罰則規定を定めることによる『強制力』、計画の見直しや手続きの仕組みを工夫することによる『機動力』が特徴でした。また、田園環境区域における開発の独自基準として、基本集落等への3辺接続（虫食い宅地化の防止）や、敷地面積 300 m²以上（緑化スペース確保）を設けられての規制が印象的でしたが、太陽光発電施設や福祉施設や空き家対策に対応して、2度の制度改革で弾力的に運用されていました。

【長野県大町市】学校再編について

少子化が進み市内の全ての小学校で単学級が生じることで、義務教育のあり方検討委員会を設け、その提言内容を受けて、教育委員会の附属機関として『大町市立学校通学区域再編審議会』を設置され、学校再編に関する具体的な通学区域や学校の設置位置等について諮問されています。学校施設見学をはじめ校地選定評価表や再編シミュレーション等について比較検討されていました。また、その間、市民説明会や各種団体（主に保護者）との懇談会を実施されていました。この答申を受けて、『大町市学校再編基本計画』を策定されています。特に比較検討が印象的でした。その計画では、財政に配慮して、既存の施設を再整備しての活用や、公共交通とスクールバスと自転車通学など、地域に応じた通学手段を併用されていました。校内の空き教室を活用した待機場所を設けて安全確保されていました。但し、中学校の部活に対応する時刻のスクールバスは無く、保護者による送迎が必要とのことでした。

【長野県塩尻市】デマンド交通について

AI 活用型オンデマンドバス『のるーと塩尻』は、ステップワゴンを使った、バスとタクシーの中間的な運行スタイルの新しい公共交通です。「あなたが乗りたい時にアプリや電話で呼べる新しいバス」をキャッチコピーに、運行されています。（運行時間：平日 7:00～20:00・土日時間限定／料金：7km 以下 200 円、7km 超 400 円、75 歳以上と中学生以下と障がい者と介護者は半額、未就学児は無料）

★下記に課題と対策を整理して紹介します。

課題	対策
事業費の増加&バス事業者の撤退	同事業費の中で、より便利で新しい公共交通を創出する
地域バス利用者の減	オンデマンド（ニーズの多様化に対応）
空気バスの増	オンデマンド（AI が効果的な乗合&ルート生成）
担い手不足（運転手の高齢化）	車両の小型化による運転手の確保 （運転者の免許：大型 2 種→普通 2 種）
移動困難者の増加（免許返納者の増）	歩く距離を短く※バス停（ミーティングポイント）を多数設置 ステップワゴンで乗降が易しい

★注目点（特徴）を紹介します。

※行政目的が明確。（同事業費の中で、より便利な公共交通を提供する。）『持続可能な地域公共交通』

※課題に対応するため 2020 年にプロジェクトを立上げ取り組まれている。『塩尻 Maas プロジェクト』

※塩尻市が企画し公社が主体実施されている。『一般財団法人塩尻市振興公社』

※地域の交通事業者と協力して運営されている。（委託事業者として）

※AI を活用して効果的な運行と管理。（運転手の負担軽減・需要や待ち時間の分析も容易）

※各エリア 5 台運行をベースに、待ち時間を目安に配置台数を調整して利便性を確保されている。

※エリア毎に実証実験を繰り返して、市内全域に運行エリアを拡大されている。

以上

令和新風加西及び加西維新の会
行政視察 行程表

7月26日(水)

06:21 姫路駅発(のぞみ70号)

07:40 名古屋駅着〔乗り換え〕

08:00 名古屋駅発(しなの3号)

10:05 松本駅着

10:09 松本駅発(大糸線)

10:31 豊科駅着

徒歩5分

11:00~12:00 ◎安曇野市視察「都市計画の線引き廃止について」

⇒昼食会場へ送込み

◆昼食

13:40 豊科駅発(大糸線)

14:18 信濃大町駅着

】

14:30~16:00 ◎大町市視察「小中学校の統廃合について」

◆宿泊〔大町市内〕ホテルルートイン信濃大町駅前 TEL0261-21-1127

7月27日(木)

09:07 信濃大町駅発(大糸線)

09:19 松本駅着

09:39 松本駅発

09:56 塩尻駅着

10:30~12:00 ◎塩尻市視察「地域公共交通について」

◆昼食

14:06 塩尻駅発(しなの14号)

16:07 名古屋駅着

16:26 名古屋駅発(のぞみ75)

17:45 姫路駅着

【安曇野市】



【塩尻市】



【大町市】

